都立高校における チャレンジ サポートプラン (案)

令和6年8月 東京都教育委員会

Τ	都立高校におけるナヤレンンサホートノフンの東定に当たって
	(1) これまでの都立高校における取組1
	(2)都立高校におけるチャレンジサポートプランの策定3
2	都立高校における困難を抱える生徒の現状と課題
	(1)不登校・中途退学を経験した生徒4
	(2) 日本語指導が必要な生徒
	(3)家族の世話等をしている生徒(ヤングケアラー)6
	(4)都立高校における特別支援教育の充実7
	(5)困難を抱える生徒が多く在籍する学校の現状8
_	
3	都立高校における困難を抱える生徒に対する支援の取組
	(1)生徒が相談できる体制の充実9
	(2)生徒の事情や悩みに応じた適切な支援13
	(3)困難を抱える生徒の受入環境の充実18

都立高校におけるチャレンジサポートプランの実施に当たって

1 都立高校におけるチャレンジサポートプランの策定に当たって

(1) これまでの都立高校における取組

ア 都立高校改革推進計画・新実施計画(第二次)(平成31年度から令和3年度まで)

東京都教育委員会は平成24年2月に「都立高校改革推進計画」を策定し、生徒を「真に 社会人として自立した人間」に育成することを目的に、以下の目標を掲げ総合的に取組を 推進してきました。

- 次代を担う社会的に自立した人間の育成
- 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりの推進
- 質の高い教育を支えるための環境整備

この都立高校改革推進計画の最後の実施計画として、平成31年2月に「都立高校改革推進計画・新実施計画(第二次)」を策定しました。この計画に基づき大学等への進学指導の充実やグローバル人材育成に向けた高校生の海外留学支援、スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の整備などの様々な取組を進めてきました。またチャレンジスクール*の新設など、社会の変化や生徒の多様なニーズに応える学校づくりについても併せて取り組んできました。

※チャレンジスクールは、主に小・中学校時代に不登校の経験があったり、高校で中途退学を経験したりして、これまで能力や適性を十分に生かしきれなかった生徒が自分の目標を見つけ、それに向かってチャレンジする学校です。

イ 東京都教育施策大綱(令和3年3月策定)

東京都は令和3年3月に「東京都教育施策大綱」を策定し、「東京型教育モデル」を提示しました。東京都教育施策大綱では、「未来の東京」に生きる子供の姿を次のとおり掲げています。

- 自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる
- 他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる 社会の実現に寄与する

これらを実現するため、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、 自ら伸び、育つ教育」を東京の目指す教育として示しました。

ウ 東京都教育ビジョン(第5次)(令和6年度から令和10年度まで)

東京都教育委員会は令和6年3月に「東京都教育ビジョン(第5次)」を策定し、「東京の目指す教育」の実現に向けて、3つの学び(子供の意欲を引き出す学び、社会全体の力を生かした学び、ICTの活用による学び)を社会全体で日々実践していくこと等を示しています。

東京都教育ビジョン(第5次)では、「誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実」を施策の柱の一つに設定し、困難を抱える児童・生徒への支援の充実として、都立高校における生徒の居場所の創出や、学習環境の提供などの施策を展開することとしています。

エ 都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム<令和6年更新版> (令和4年度から令和6年度まで)

東京都教育委員会は令和6年3月に「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム<令和6年更新版>」を策定しました。

グローバル化が進む現代社会では、実践的なコミュニケーション力を高める取組の重要性が増しています。加えて、国際社会の動きは極めて速く、複雑であり、都立高校を取り巻く状況も一層複雑化・多様化していることから、歩みを止めることなく、継続的に改善・充実に向けて取り組むことが必要です。

一方、都立高校を取り巻く環境が変化する中、不登校生徒や日本語指導が必要な生徒 など、様々な困難を抱える生徒が一層顕在化するとともに、次代を担う人材の育成や多様 な学びの充実が求められています。

これらの新たな課題等の解決とともに都立高校の魅力向上を図るため、当面推進していく施策を体系化し、誰一人取り残さない教育の実現に向けて、困難を抱える生徒に対する 具体的な支援策を示しています。

(2) 都立高校におけるチャレンジサポートプランの策定

東京都教育委員会は困難を抱える生徒に対する支援に取り組んできましたが、都立高校における困難を抱える生徒は増加傾向にあり、生徒のニーズも多様化しています。

都立高校の中で困難を抱える生徒が多く在籍する定時制課程では、昼夜間定時制課程やチャレンジスクールでは入学希望に十分に応えられていない一方、夜間定時制課程では極端な小規模化が進むなど、受入環境に課題が生じています。

また、困難を抱える生徒に対する支援は、関係者により様々な側面から取り組むとともに、それぞれの取組が連携していく必要があります。

このような状況を踏まえ、東京都教育ビジョン(第5次)等で示した困難を抱える生徒に対する支援の取組を総合的に進め、都立高校における困難を抱える生徒たちの学びや成長を支える学習・教育環境の充実を図るため、「都立高校におけるチャレンジサポートプラン」を策定することとしました。

本プランの計画期間は令和7年度から令和9年度までの3年間とし、「生徒が相談できる体制の充実」「生徒の事情や悩みに応じた適切な支援」「困難を抱える生徒の受入環境の充実」という3つの観点から支援の取組を示します。

2 都立高校における困難を抱える生徒の現状と課題

(1) 不登校・中途退学を経験した生徒

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、都立高校における不登校生徒数は平成24年度の4,693人から減少してきましたが、令和3年度から増加に転じ、令和4年度は3,931人になりました。令和4年度の不登校出現率は全日制課程で1.20%、定時制課程で25.92%となっています。

また、同調査において小学校・中学校における不登校児童・生徒数の合計は10年連続で増加しており、小学校・中学校段階で教育支援センターやフリースクール等による支援を経験してきた生徒が都立高校に入学してくることが想定されます。

不登校の生徒は自らの学習の機会を失うことに加え、中途退学に至る割合が高くなる ことから、将来、社会的・職業的に自立することが困難になるケースもあります。

問題の深刻化を未然に防ぐため、生徒が事情や悩みを相談できる場を整備し、それ ぞれが抱える事情等に対応していくことが必要です。

都立高校における不登校生徒数及び不登校出現率推移



小学校・中学校における不登校児童・生徒数の推移



「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から作成

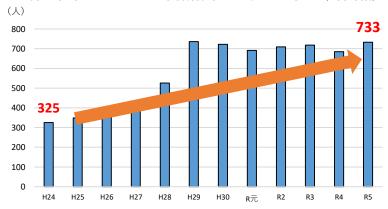
(2) 日本語指導が必要な生徒

都立高校における日本語指導が必要な生徒数(外国籍)は、平成24年度の325人から令和5年度には733人と約2倍に増加しており、そのうち約三分の一が定時制課程に在籍しています。今後、グローバル化の進展による外国人労働者の増加などにより、都立高校における日本語指導が必要な生徒は更に増加していくと見込まれています。

学校教育法施行規則の改正により、令和5年度から高校において日本語指導を必要と する生徒に対する特別の教育課程の編成が可能となり、21単位を超えない範囲で卒業の履 修単位に含められるようになりました。

都立高校において日本語指導が必要な生徒の実態に応じて、日本語を効果的に習得できる環境を整備するとともに、共生社会の一員として円滑な学校生活を送り社会で生きていくために必要な力を身に付けるための支援を充実させることが必要です。

都立高校における日本語指導が必要な生徒数(外国籍)



文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」及び都教育委員会調査から作成

(3) 家族の世話等をしている生徒(ヤングケアラー)

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者 (ヤングケアラー)については、高齢社会の進行や世帯規模の縮小、子供の権利に対する 社会的理解の深まり等により、近年、社会問題として顕在化してきています。

令和2年度の厚生労働省全国調査では、全日制高校2年生の4.1%、定時制高校2年生の8.5%が世話をしている家族がおり、世話をしている家族がいると回答した全日制高校の生徒の64.2%が世話について相談したことがないと回答している実態が明らかになりました。

ヤングケアラー当事者が相談できる体制を構築していくことはもとより、教職員や子供たちがヤングケアラーに対する理解を深め、ヤングケアラーを「周囲の人が『見付ける』、関係機関に『つなぐ』 | ための取組等を強化していくことが重要です。

世話をしている家族の有無

	いる	いない	無回答
全日制高校2年生	4.1%	94.9%	0.9%
定時制高校2年生相当	8.5%	89.9%	1.6%
通信制高校生	11.0%	88.1%	0.9%

※通信制高校生は「18歳以下」と「19歳以上」の合計

世話について相談した経験

	ある	ない	無回答
全日制高校2年生	23.5%	64.2%	12.4%
定時制高校2年生相当	32.3%	51.6%	16.1%
通信制高校生	34.7%	63.3%	2.0%

厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究(令和2年度)」から作成

(4) 都立高校における特別支援教育の充実

令和3年度に東京都教育委員会が行った調査の結果、発達障害の可能性がある生徒の都立高校全体に占める割合は3.4%であり、全日制課程は2.5%、定時制課程は14.4%在籍しています。

全ての学校、学年、学級に発達障害のある生徒が在籍しているという認識の下、多く の指導経験などを有する都立特別支援学校が地区ごとに高校を支援する「都立学校発達障 害教育推進エリアネットワーク(都立版ネットワーク)」を令和4年度から整備しまし た。

都立高校においては、専門家等を活用した相談体制の充実により発達障害の可能性のある生徒の実態を把握し、障害に応じて学習上又は生活上の困難の軽減を図るとともに、生徒の卒業後の自立に向けた支援を行うことが必要です。

また、中学校で特別な支援を受けていた生徒については、支援の状況を把握し、切れ目のない支援につなげていく必要もあります。

さらに、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を実現することも重要です。障害のある方や高齢者等との関わりを通じて当事者の生活や思いについて実際に触れることで、お互いを尊重し、共に学び合うことの必要性を理解する機会を設けるなど、多様な人が共に支え合うインクルーシブ社会の担い手を育成することが必要です。

都立高校における発達障害の可能性のある生徒の在籍状況

	生徒数 (a)	発達障害の可能性の ある生徒の在籍数 (b)	在籍率 (c)=b/ a
全日制	119,274人	2,997人	2.5%
定時制	9,761人	1,403人	14.4%
計	129,035人	4,400人	3.4%

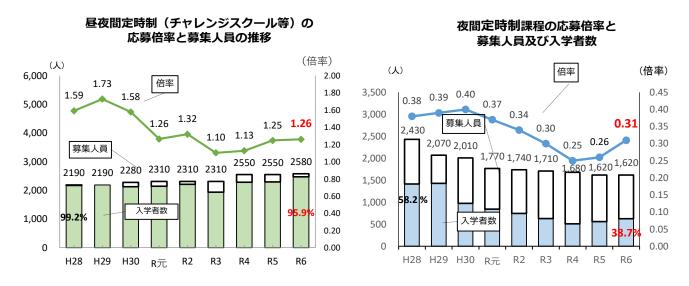
「都立高校における発達障害教育の手引き~誰一人取り残さない学校づくり~」(令和6年2月策定)から作成

(5) 困難を抱える生徒が多く在籍する学校の現状

従来、夜間定時制課程の高校は、昼間に学校に通うことができない勤労青少年の学びの場となってきました。しかし今日では、学習習慣や生活習慣等に課題がある生徒や、小・中学校時代に不登校を経験した生徒、外国人の生徒など、多様な生徒が在籍するようになっています。夜間定時制課程に進学した生徒のうち勤労青少年の割合は、昭和40年度には88.3%に上りましたが、令和5年度は約3%になっています。

都教育委員会では、これらの多様なニーズに対応すべく、困難を抱える生徒等の主要な受入先となっている昼夜間定時制課程(チャレンジスクール等)の受入規模を増やしてきました。しかし、令和6年度入学選抜における昼夜間定時制課程(チャレンジスクール等)の応募倍率は1.26倍であり、依然として入学希望に十分に応えられていない状況があります。

一方で夜間定時制課程については、令和6年度の入学者選抜の応募倍率が0.31倍となるなど、著しく低い状況が続いています。令和6年度入学者選抜においては、募集人員に対する入学者数の割合は38.7%にまで低下し、入学者が10人以下の学校が複数にのぼっています。極端な小規模化が進み、少数の生徒同士でしか交流できない、部活動や学校行事が低調など、学習・教育環境に課題が生じています。



「都立高等学校入学者選抜応募状況(第一次募集・分割前期募集等)」から作成

3 都立高校における困難を抱える生徒に対する支援の取組

(1) 生徒が相談できる体制の充実

取組の方向性

○ 日本語指導が必要な生徒や発達障害の可能性がある生徒など、生徒が抱える問題は複雑・多様化しており、不登校の原因ともなり得ます。例えば、日本語を母語としない生徒が授業についていけずに学校へ行くことができなくなるようなケースや、発達障害の可能性に周囲が気付かず必要な支援を受けられないケース等が考えられます。

また、不登校・中途退学を経験した生徒や日本語指導が必要な生徒、ヤングケアラーの生徒、発達障害等の可能性のある生徒等困難を抱える生徒に対して支援を行うためには、生徒が一人で抱え込むことなく相談できる体制の充実と、それらの課題の解決のために周囲がその困難等に気付けるような環境が必要です。

○ 生徒が抱える様々な課題に対して、適切な相談体制を構築することが都立高校における望ましい教育環境・学習環境を実現するために、まず必要と考えられます。

このため、生徒の抱える困難に適切に対応できる専門家などの外部人材の活用や外部機関との連携、教室以外で相談等ができる居場所の提供などにより、相談体制の充実を図り、生徒が抱える問題を適切に把握し、効果的な支援へつなげていきます。

① 都立学校「自立支援チーム」派遣事業の実施

- 困難を抱える生徒を支援し、将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉 の専門的知識や技術を持つユースソーシャルワーカーなどで構成される「自立支援 チーム」を都立学校に派遣します。
- 不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立学校に対してユースソーシャルワーカーを継続的に派遣するとともに、その他の学校に対しても要請に応じて派遣し、不登校生徒への対応や中途退学の未然防止、ヤングケアラーへの支援等を実施します。
- 要支援生徒に対する支援の業務効率化に向け、構築した要支援生徒情報の共有・管理システムを活用し、学校・支援センター・教育庁間の情報共有・連携を迅速化することによって要支援生徒への早期対応に向けた取組を促進します。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9 年度
ユースソーシャルワーカー の派遣による課題を抱える 生徒への支援の実施		
情報共有・管理システムの 運用及び機能更新		

② スクールカウンセラーを活用した支援体制の充実

○ 生徒へのきめ細かな相談対応を行うため、不登校や中途退学に対する支援を特に必要とするチャレンジスクールや校内別室指導実施校を対象にスクールカウンセラーの配置日数を拡大し、必要な子供に必要な時間、適切な支援を行うことができるようにするための支援体制を充実します。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9 年度
チャレンジスクール等にス クールカウンセラーを追加 で配置するなど、生徒がい つでも相談できる体制を整 備		

③ 校内における別室での指導の推進

○ 不登校や中途退学が特に課題となっている都立高校等について、教室になじめない生徒に対し、別室で支援員等が学習指導や相談を実施するなど、生徒等の居場所づくりを支援します。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9 年度
不登校生徒の多いチャレン ジスクール等において、教 室になじめない生徒の居場 所づくりを支援		

④ 学びのセーフティネット事業の実施

○ 都立通信制高校の生徒や学校生活に困難を抱えている生徒等に対して、NPO等の外部機関と連携して、生徒が安心できる居場所を提供するとともに、学習支援や就労に向けた支援、進路相談・生活相談、生徒同士の交流機会の提供等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施し、学校への復帰や卒業等へ向けた支援を行います。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9 年度
課題を抱える生徒等のより どころとなる居場所を都内 4 か所で提供		

⑤ 仮想空間上の学習環境の活用

○ 仮想空間における居場所・学びの場であるバーチャル・ラーニング・プラット フォームを活用し、登校できない子供たちへの学習の機会や居場所の提供を通じ て、不登校の都立高校生に対する支援を行います。

実施計画		
7年度	8年度	9年度
学びのセーフティネット、 校内別室指導推進事業で活 用	令和8年度以降、 新たな運用体制を検討	

⑥ 「校内居場所カフェ」の設置

○ 都立高校内に「校内居場所カフェ」を設置し、ユースソーシャルワーカーが日常の学校生活に関わり、生徒との信頼関係を構築することにより、生徒が抱える様々な課題・悩みを早期発見し、一人ひとりの生徒に応じた支援を実施します。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9年度
一部のチャレンジスクール で実施(拡大を検討)		

② 生徒のメンタルヘルスに関わるオンラインシステム

○ これまでの生徒の見守りや相談体制に加え、支援が必要な生徒の早期発見と生徒 自身が生徒の心身の変化を把握するためのシステムについて、生徒がより**SOS**を出し やすく、必要な相談機関につながることができるよう、更なる改善を行います。

実施計画			
7年度	8年度	9 年度	
生徒がよりSOSを出しやすく、 必要な相談機関につながる ことができるようシステム を改善			
生徒のSOSに対応力を向上する教職員向けの研修を検討			

⑧ 多文化共牛スクールサポートセンター事業の実施

○ 公益財団法人東京都教育支援機構(TEPRO)が、生徒への日本語指導の支援のため、日頃から学校訪問等を行いながら、支援に関する相談対応や、日本語指導支援員や通訳等の専門家など外部人材の紹介等を実施します。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9年度
日本語指導を必要とする外 国人生徒等が在籍する全都 立高校等に対して実施		

⑨ ヤングケアラー相談の実施と支援

- 学校関係者向けに開設した「ヤングケアラー相談専用ダイヤル」に寄せられた相談 ケースについて、福祉局や関係機関等と連携し、ヤングケアラーを早期に発見すると ともに迅速な支援を実施します。
- 教職員向けデジタルリーフレットなどを活用してヤングケアラーに対する理解啓発 に努めるとともに学校が果たすべき役割について共通理解を図り、福祉等の関係機関 につなぐ体制を確保します。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9 年度
相談専用ダイヤルによるヤングケアラーの早期発見及び迅速な支援の実施 教職員向けデジタルリーフレットの活用		

① 心理の専門家による相談支援体制の整備

○ 発達障害の可能性のある生徒等に関して専門的な判断や支援に関する相談ができるように都立学校の要請に応じて心理の専門家の派遣を継続しつつ、心理の専門家と東京都学校経営支援センター、都立特別支援学校及び都立高校等が連携し、発達障害のある生徒への総合的な支援を行います。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9 年度
都立学校における児童・生 徒の心理的な安定等を図る ため、心理の専門家による サポートを実施		

(2) 生徒の事情や悩みに応じた適切な支援

取組の方向性

- 都立高校において把握した生徒の抱える様々な問題に対応するためには、それぞれの 課題に応じた適切な支援を実施していくことが必要です。
- 不登校や中途退学を経験したり長期欠席などの事情で一度学校から離れた生徒に対しては、それぞれの学習状況に応じた指導やコミュニケーション能力を高めるための取組を行っていきます。
- 日本語指導が必要な生徒に対しては、共生社会の一員として学校生活を送り教科等の 授業を理解する上で必要な日本語の能力や、学力等社会で生きていくために必要な力を 身に付けられるよう、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を推進します。
- ヤングケアラーの生徒に対しては、都立高校の教職員等がヤングケアラーの概念や学校の役割について理解し、生徒の状況の変化を把握しつつ、必要に応じて関係機関・地域と連携しながら継続的に生徒の様子を見守り、生徒の自己実現を支えます。
- 発達障害の可能性のある生徒等に対しては、支援レベルにかかわらず、障害による学習上又は生活上の困難の背景を分析し、その背景に応じた配慮や支援を行い、将来、自立できるよう支援していきます。

① 学び直しのための基礎科目・少人数指導

- 不登校経験のある生徒等の学び直しのために、チャレンジスクールなどで基礎的 な科目を設置して、学力の定着を図ります。
- 習熟度別の少人数指導を通して、生徒の学習状況に合わせたきめ細かい指導を行います。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9年度
チャレンジスクールなどで 学校設定科目として基礎科 目を設置 少人数習熟度別授業の実施		

② 人間関係づくりプログラムの実施

○ 不登校や中途退学への支援策として、自分の気持ちや考えを適切に伝えたり、思い やりをもって相手の気持ちを受け止めたりすることができるように促す人間関係作り プログラムを実施し、生徒がクラス等で自分の居場所を作ることができるようになる ための支援を行います。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9年度
定時制課程及び希望する全 日制課程を対象に実施		

③ 長期入院する高校生への学習支援

○ 在籍高校で学習を継続したい長期入院中の生徒に対する学習機会を保障するため、 オンラインを活用した在籍高校の授業配信等により単位認定を受けられるよう支援し ます。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9年度
試行実施における検証結果 を踏まえて展開		

④ 日本語指導推進ガイドラインの活用

○ 都内の外国人生徒等教育の基本的な方針や外国人生徒等に関する諸課題への解決策 を示した教員向け指導資料「日本語指導推進ガイドライン」に基づいた日本語指導の 事例を収集し、発表会等を通じて教員の資質・能力の向上のため、共有を図ります。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9 年度
日本語指導の事例収集		
事例発表会の実施		

⑤ オンラインアセスメントの実施

○ ICTを活用したオンラインアセスメントを導入し、客観的な統一基準により生徒 の日本語の能力を把握することで、生徒一人ひとりの実態に応じた支援を実施します。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9年度
対象者全員実施		

⑥ 春期・土曜日本語講座の実施

○ 高校入学時点で日本語の能力が入門・初級レベルの都立高校の新入生を対象に、春期・土曜に4か国語(英語・中国語・ネパール語・日本語)で、日本語を学習する講座を実施し、教科の学習につながる日本語を早期に学習開始し、高校生活を円滑に開始できるよう、中学から高校への接続を支援します。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9年度
春期・土曜日本語講座の実 施		

⑦ 「特別の教育課程」編成・実施に向けた支援

○ 日本語指導を必要とする生徒が在籍する学校において適切に「特別の教育課程」を 編成・実施できるよう支援します。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9 年度
「特別の教育課程」編成・ 実施に向けた支援の実施		

⑧ ヤングケアラー相談の実施と支援(再掲)

- 学校関係者向けに開設した「ヤングケアラー相談専用ダイヤル」に寄せられた相談 ケースについて、福祉局や関係機関等と連携し、ヤングケアラーを早期に発見すると ともに迅速な支援を実施します。
- 教職員向けデジタルリーフレットなどを活用してヤングケアラーに対する理解啓発 に努めるとともに、学校がすべき役割について共通理解を図り、福祉等の関係機関に つなぐ体制を確保します。

実施計画		
7年度	8年度	9 年度
相談専用ダイヤルによるヤングケアラーの早期発見及び迅速な支援の実施 教職員向けデジタルリーフレットの活用		

⑨ 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム」事業の実施

○ 普通科高校・総合学科高校を中心に、コミュニケーションワークショップなど学校 ニーズに対応した多様な参加体験型の教育プログラムを推進するとともに、ヤングケ アラーの支援に関わる団体によるプログラムを積極的に導入し、ヤングケアラーに対 する生徒の理解を促します。

実施計画		
7年度	8年度	9年度
学校のニーズに応じた多様 な教育プログラムを全校対 象に提供		

⑩ 発達障害教育の充実

○ 学校内で行う通級による指導や学校外で行うコミュニケーションアシスト講座により、発達障害のある生徒の困難の軽減を図るとともに、都立版エリアネットワークにより都立高校の発達障害教育を総合的にサポートします。また、中学校で受けてきた特別な支援の状況について、進学先の都立高校に適切に引き継がれるよう保護者等に周知をしていきます。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9年度
発達障害等のある生徒の生活上や学習上の困難の軽減 を図るため、校内外における総合的な支援を実施		

⑪ 特別な支援を必要とする生徒への就労支援

○ 発達障害等による困難のある都立高校生に対し、民間企業等と連携し、将来の就労を見据えて、対人スキル等の就労スキルを身に付けるための事前・事後学習やインターンシップ等のプログラムを実施します。

	実施計画	
7年度	8年度	9年度
発達障害等のある生徒に対し、将来の就労を見据えたスキルトレーニングやインターンシップなど総合的なプログラムを実施		

② 障害のある生徒に対する学習環境の充実

○ 障害のある生徒や保護者からの申出に基づき、車椅子生徒用机、学習用デジタル機 器等必要な備品の整備や生活介助等を行う介助職員の配置など、学校生活における 適切な支援を実施します。

実施計画		
7年度	8年度	9年度
備品の整備や介助職員の配 置等を実施		

③ インクルーシブ社会の実現に向けた教育の充実

○ 都立高校生を対象に、障害のある方等と交流する機会を提供するなど、インクルーシブ社会の担い手を育成していくための教育を充実していきます。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9年度
インクルーシブ社会の担い 手を育成するための教育を 充実		

(3) 困難を抱える生徒の受入環境の充実

取組の方向性

○ 困難を抱える生徒の多様なニーズに適切に応えていくためには、生徒の実態にきめ細かく対応した教育内容等の充実を図る必要があります。また、困難を抱える生徒にとって望ましい学習・教育環境として、悩みを相談できる体制をより充実させるとともに、その悩みに応じた適切な支援を行うことも必要です。さらに、生徒間の交流の機会を確保し、部活動や学校行事などの活動を行える学習・教育環境を用意していくことも重要です。

そのため、困難を抱える生徒の受入環境の充実に向けて学校の再編等を進めます。

○ さらに、不登校経験のある生徒や日本語指導が必要な生徒など困難を抱える生徒の入 学者選抜について、多様化する生徒のニーズを的確に捉え、必要な改善を行います。

① 困難を抱える生徒の受入環境充実のための再編

- 困難を抱える生徒の背景や事情は様々であり、相談体制の充実や柔軟な学習・教育環境が必要となります。生徒の多様性に幅広く対応できる学校として、昼夜間定時制高校のチャレンジスクールとは別に、柔軟できめ細かな教育課程や教育相談体制の充実を図った新たなタイプの学校を開校します。新しいタイプの学校においては、多様な生徒間の交流の機会を確保していきます。
- 困難を抱える生徒の多様なニーズに対応するため、都教育委員会はこれまでチャレンジスクールや昼夜間定時制を設置してきました。しかし、チャレンジスクールの応募倍率は1倍を超える状況が続き、依然として入学を希望する全ての生徒を受け入れることができていません。困難を抱える生徒の増大や多様化する生徒のニーズに応えていくため、チャレンジスクール及び昼夜間定時制の規模を拡大し、十分な受入環境を確保します。
- 夜間定時制課程については、入学者選抜の応募倍率が著しく低い状況が続いています。学校・学級規模の極端な小規模化は、ホームルーム活動や学校行事などの特別活動が低調になり、集団活動を通した教育効果が十分に得られないことが懸念されます。また、多様な生徒同士の交流の機会を得ることも困難な状況となります。このため、過去5年間の平均入学手続人員が概ね10名以下の学校が多数生じている状況を踏まえ、一部の夜間定時制課程について、学科ごとに地域バランス等を考慮した上で募集停止を実施し、生徒を適切な環境の学校で受け入れていきます。

11 6 J4	実施計画		
対象校	7年度	8年度	9 年度
深沢高校 【新たな受入環境充実校へ改編】		新たなタイプの学校 として生徒募集開始 令和10年度 改編完了	
立川地区チャレンジスクール 【チャレンジスクール 開校】	開校 「順次生徒を受入 令和10年度完成」		
砂川高校 【昼夜間定時制課程 学級増】	夜間部1学級増 令和10年度 規模拡大完了		
大江戸高校、六本木高校 【チャレンジスクール 学級増】		各校 1 学級増 令和11年度 規模拡大完了	
立川高校 【夜間定時制課程 募集停止】	生徒募集停止 令和9年度末 閉課程予定		
小山台高校、桜町高校、大山高校 北豊島工科高校、蔵前工科高校 葛飾商業高校 【夜間定時制課程 募集停止】		生徒募集停止 令和10年度末 閉課程予定	

② 通信制課程の受入規模の拡大

○ 全国の通信制課程の志望者が増加しており、都立通信制課程の応募者数も増加傾向にあります。令和6年度入学者選抜においては都立通信制課程全体として応募倍率が1倍を超え、通信制課程を希望しても入学できない生徒が発生している状況であるため、受入規模の拡大について検討を進めます。入学者選抜の応募状況や学校の施設・設備の活用状況等を踏まえ、都立通信制課程の募集人数を検討・拡大します。

実施計画		
7年度	8年度	9年度
都立通信制課程の募集人数 検討・拡大		

③ 通信制課程におけるデジタルの活用

○ 通信制課程に在籍する生徒の自学自習を支援し、学習意欲の向上を図るなど、学習方法の多様化・生徒の学習ニーズに応えるため、生徒が時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらe-ラーニングや学習相談等を行い、また、学習の進捗状況を生徒や保護者のスマートフォン等から確認できるよう、デジタルを活用した学習環境を整備します。あわせて、多様なメディア等を活用し、スクーリングの登校負担軽減を図る「WEB学習コース」を実施します(新宿山吹高校、一橋高校、砂川高校)。

実施計画		
7年度	8年度	9年度
WEB学習コースの実施	システムの改善	

④ 在京外国人生徒等の受入

- 中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、設置校の場所や学科を考慮の上、適切な募集規模を検討し、在京外国人生徒等を受け入れていきます。
- また、語学力の育成に加え、異文化・多様性への理解を深める指導の充実などを併せて行います。

	実施計画	
7年度	8年度	9年度
受入体制の充実		

⑤ 多様な生徒のニーズに対応する入学者選抜の在り方の検討

- 不登校経験のある生徒や日本語指導が必要な生徒など、多様な生徒のニーズに合った入学者選抜の在り方について、公立中学校や都立高校の校長、保護者の代表などで構成する入学者選抜検討委員会において検討を行ってきましたが、不登校経験のある生徒等に対して、調査書の在り方等を含めてどのような入学者選抜が望ましいかなどについて、今後も継続して検討を行います。
- 都立高校への進学を希望する外国人の生徒や日本語指導が必要な日本国籍の生徒の 都立高校入試等について、説明会や相談会の充実を図ります。

	実 施 計 画	
7年度	8年度	9 年度
多様な生徒のニーズに対応 した、調査書の在り方等を 含めた入学者選抜の在り方 の検討		
外国人の生徒に向けた都立 高校入試等についての説明 会や相談会の充実		

4 都立高校におけるチャレンジサポートプランの実施に当たって

- 近年、不登校の小中学生は過去最多を更新し、いじめの認知件数の増加や態様の多様化 を示すなど、子供を取り巻く環境や直面する課題は、複雑化・複合化しています。
 - また、急速に進む少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展などを背景に、人と人のつながりが希薄化する中、あらゆる場面で誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組が求められており、外国人や障害者等、多様な人々が社会に参加・貢献できるような共生社会の実現が不可欠となっています。
- このため、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、子供の発達・成長を保障する役割や、居場所等の役割も担っていることについて改めて認識するとともに、学校や教員の力だけで子供たちの教育をすべて担うという考えではなく、地域や社会の人的・物的資源を積極的に活用することが求められています。 子供一人ひとりのおかれた様々な状況に応じて、学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等が互いに連携し、社会全体で子供の成長を支援していくことが重要です。
- 都立高校における困難を抱える生徒に対しては、本プランに基づき、様々な関係者と適切に連携しながら、「生徒が相談できる体制の充実」「生徒の事情や悩みに応じた適切な支援」「困難を抱える生徒の受入環境の充実」に向けた取組を、内容や規模等について適宜その詳細等を明らかにしながら着実に進めていくことで、誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び育つ教育を実現してまいります。